

岩手県市町村総合事務組合規則第9号（令和8年8月12日公布）

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則
の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成22年
岩手県市町村総合事務組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 当事者 準用行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)・(4) （略）	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 当事者 準用行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)・(4) （略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。